

経済産業省における消費税転嫁対策の取組について

平成 26 年 4 月
経 済 産 業 省

1. 消費税転嫁対策の方向性

(1) 基本原則

- ①「転嫁拒否は許さない」という断固とした姿勢で全力で取り組む。
- ②広報及び事業者への指導による「未然防止」と、転嫁拒否への徹底した「取締り」により、適正な転嫁を全ての事業者に浸透させる。
- ③商工会議所、商工会等の中小企業団体と連携して、中小企業・小規模事業者が決して泣き寝入りすることのないよう、官民の総力を挙げて取り組む。

(2) 税率引上げ後に、代金支払時に増税分の支払を拒否する「減額」をはじめとして、実際に転嫁拒否が顕在化。これに応じたきめ細かい対策が必要。

さらに、過去の例を踏まえれば、特に 4～6 月が転嫁の鍵を握るため、今年 6 月までに集中的に対応。

(※) 平成 9 年引上げ時物価動向（前年同月比）

4 月：＋2.0% → 5 月：＋2.0% → 6 月：＋2.3%

(3) 加えて、7 月以降についても、更なる価格改定も想定されるところ、引き続き、厳正に対応。

2. これまでの取組実績

(1) 監視・取締り対応

①監視・検査体制の整備

昨年１０月に、監視・取締りに特化した転嫁対策調査官（転嫁Ｇメン）を全国に４７４名配置。

②書面調査の実施

違反に関する情報収集のため、昨年１１月に公正取引委員会と合同で１５万者に書面調査を実施。その結果、既に関し叩き等を行っている、今後行う可能性のあるとみられる事業者が多い業種（建設業、製造業、卸・小売業）の５７５団体へ要請文書を今年１月に発出。

③立入検査・指導等の実施

（ア）１５万者調査等で得た情報を元に、特定供給事業者（売手）への電話・企業訪問による詳細調査や、特定事業者（買手）に対する立入検査を実施。違反行為が明らかになった場合には、被害額の返還指導、公正取引委員会による是正勧告の実施、事業者名の公表を含め政府一丸となって厳正に対処。

（イ）今年３月末時点の実施状況は、事業者に対する立入検査を６７４件、違反行為が明らかになった事業者に対する指導を４７５件実施。

（ウ）消費税転嫁対策推進本部の下、これまでの検査経験を踏まえた一層の検査・取締りノウハウの向上等に、関係省庁と一体となって取組む。

(2) 広報・事業者からの相談対応

①パンフレット等の作成・配布

分かり易いパンフレット等を作成し、中小企業団体や経営革新等支援機関を通じて、全国の事業者へ配布。(約107万部を配布済)

※中小企業団体等による講習会のテキストとしても活用することで、より効果的に広報を実施

②ポスターの作成・配布

消費者に税率引上げの理解を求めるポスターを商店街に配布。さらに、関係各省等の協力を得て、電車中吊り広告等も展開。

③相談窓口の設置

全国2,336箇所の商工会・商工会議所等に窓口を設置して相談体制を整備。さらに、平成25年度補正予算を活用して、専門家による出張相談等を実施。(平成25年4月から設置、相談実績は約59万件)

④転嫁円滑化フォーラムの開催

転嫁円滑化に向けた事業者・業界団体の自主的な取組事例(転嫁カルテル組成)等をPRし、事業者等の前向きな取組を促進(第1回:東京(2/18)、第2回:名古屋(3/18)、第3回:大阪(3/18)第4回:沖縄(3/24)、第5回:福岡(3/25)。今後、全国4箇所で開催予定)。

3. 今後の取組 ―消費税転嫁対策強化月間

(1) 監視・取締り対応の強化策

- ①特定事業者（買手側）への転嫁円滑化の徹底
 - ・消費税転嫁のルール化徹底―下請取引適正化ガイドライン改訂等（3月（実施済））
自動車・産業機械等14業種を改訂。
 - ・大規模小売事業者等大企業への対応強化（4月）
特に大規模小売事業者に重点を置いた特定事業者（買手側）への書面調査を実施。
 - ・所管業界団体・企業に対する転嫁要請の継続
- ②特定供給事業者（売手側）への消費税転嫁対策調査官の積極的なアプローチ
 - ・消費税転嫁対策調査官（Gメン）のパトロール実施（3-4月）
Gメンが商工会議所等主催の消費税転嫁対策セミナーに出張し、経営者に対してGメンの活動紹介、出張相談を実施。
- ③取締り機能強化
 - ・悉皆的な書面調査の実施（4月-）
 - ・下請代金法との連携強化（3月-）
下請代金法違反を発見次第、同法に基づく指導等を通じて厳正に対処。
 - ・消費税の転嫁状況の月次モニタリング調査の開始（4月-）

(2) 広報・事業者からの相談対応の強化策

- ①消費者向け広報の強化
 - ・消費者向けポスターを作成・配布（3月-）
商店街に配布のほか、電車での中吊り広告、地域の回覧板等での掲載も実施。
 - ・懸垂幕の活用（4月-）
経産省の懸垂幕（本省及び各経産局）を活用し、消費税増税分の負担をご理解いただくよう呼びかけ。
 - ・商店街キャラバンの実施（3月-）
- ②電話相談業務の強化（3-4月）
3月、4月は土曜日も消費税転嫁に係る電話相談を受付。さらに、3月末からは、日曜日も電話相談を受付。

中小企業庁及び公正取引委員会の主な指導事例

1 買ったとき（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）

概 要
地方公共団体が設置するA病院は、注射針やガーゼなどの納入業者（特定供給事業者）に対し、消費税率引上げに先行して対応するため、平成25年12月1日以後に供給を受ける商品について、一律3パーセント以上の納入価格の引下げを要請していた。
大規模小売事業者であるB社は、自社で販売する商品（書籍等）の運送業務を委託している個人の運送事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後の運送代金について、消費税率引上げ分を上乗せすることなく据え置くこととしていた。
C社は、自社で販売する商品（LPガス）の運送業務を委託している個人の運送事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後の運送代金について、消費税率引上げ分を上乗せすることなく据え置くこととしていた。
D社は、電気設備工事を発注している建設業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月以後に供給を受ける工事について、消費税率引上げ分を上乗せすることなく据え置くこととしていた。

2 利益提供の要請（消費税転嫁対策特別措置法第3条第2号）

概 要
大規模小売事業者であるE社は、自社で販売する食料品、衣料品等の納入業者（特定供給事業者）に対し、納品済みであって平成26年4月1日以後も販売する商品の値札について、費用負担について明示することなく、同年3月31日までに値札の付替え作業を行うことを要請した。

3 本体価格での交渉拒否（消費税転嫁対策特別措置法第3条第3号）

概 要
F社は、内装工事を委託している建設業者（特定供給事業者）に対し、消費税込価格での交渉を行って代金を定めており、平成26年4月1日以後に供給を受ける工事について、建設業者（特定供給事業者）の意向に関わらず自己が指定する消費税込価格を記載する見積書を使用させることとしていた。

BtoB ポスター

消費税、
4月から
8%に

増税分はしっかり上乗せして
支払ってください。

正しい立場の取引先（納入業者・下請・運送等）に
消費税の引き上げ分を押しつけることは違法です！

下請け
いいしめは、
許さなしい。

転嫁を定めやすくするため、今回は買値原価などで転嫁・表示がルールを定めることができました。

消費税の転嫁に関して、困った際はご相談ください！

お問い合わせ

TEL.03-3501-1502

【中小企業庁消費税転嫁対策室】
〒100-8912 東京都千代田区有明一丁目9番1号
<http://www.chushoumad.jp>

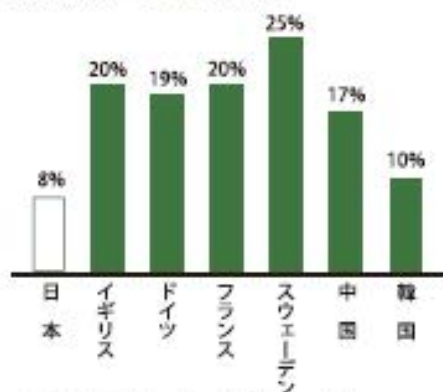


※その他の消費税の適用に関する情報は、国税庁のホームページをご覧ください。



4月から
8%

消費税率の国際比較



※アメリカでは、州・郡・市により
小売売上税が課されています。

**あなたの医療・
年金・介護・
子育て**を守るため、
**消費税のご負担を
お願いします。**

今回の消費税率引き上げ分は全て
医療・年金などにあてられます。